

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成27年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	1
議案第 2 号	鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	7
議案第 3 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	12
議案第 4 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分の承認について……………	14
議案第 5 号	平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する専決処分の承認について……………	26
議案第 6 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について……………	32
議案第 7 号	学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について……………	33
議案第 8 号	市道路線の廃止について……………	34
議案第 9 号	市道路線の認定について……………	39
議案第 10 号	物件供給契約の締結について……………	42
議案第 11 号	建設工事委託に関する基本協定の締結について……………	46
議案第 12 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	51
議案第 13 号	鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	53
議案第 14 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
議案第 15 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
議案第 16 号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について……………	59
議案第 17 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）……………	61
議案第 18 号	平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	65
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	68
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	69
報告第 3 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	70

報告第 4 号	継続費の通次繰越しについて	71
報告第 5 号	繰越明許費について	73
報告第 6 号	繰越明許費について	77
報告第 7 号	事故繰越しについて	79
報告第 8 号	事故繰越しについて	81

議案第 1 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の保育料等に関する条例の制定に
関する専決処分の承認について

次の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成27年4月1日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から教育又は保育を受ける者の保護者又は扶養義務者が負担する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

(保育料)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで若しくは法附則第9条第1項第1号から第3号イまでの政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額又は法附則第6条第4項の額（以下「保育料」と総称する。）は、別表第1に定める額とする。

2 前項の規定は、支給認定保護者又は保育認定子どもの扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）が本市に居住する場合に適用する。

3 市長は、本市が設置する保育所（以下「市立保育所」という。）において保育を受ける保育認定子どもの支給認定保護者等が市外に居住する場合は、当該支給認定保護者等から、当該支給認定保護者等の居住する市町村が定める保育料を徴収する。

(時間外保育料)

第4条 市長は、市立保育所において時間外保育事業（法第59条第2号に規定する事業をいう。）による時間外保育を受ける保育認定子どもの支給認定保護者等から別表第2に定める時間外保育料（以下「時間外保育料」という。）を徴収する。

(主食費用)

第5条 市長は、市立保育所において、鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）第13条第4項第3号に規定する主食の提供（以下「主食の提供」という。）を受ける3歳以上の子ども（主食の提供を受けた年度の初日において3歳以上である子どもをいう。）の支給認定保護者等から別表第3に定める主食費用（以下「主食費用」という。）を徴収する。

(一時預かり保育料)

第6条 市長は、市立保育所において一時預かり事業（法第59条第10号に規定する事業をいう。）を利用する子どもの保護者又は扶養義務者から別表第4に定める一時預かり保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を徴収する。

(保育料等の特例)

第7条 大規模な災害等により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が臨時に保育の提供を行わない場合において市長が特に必要と認めるときは、保育料、時間外保育料、主食費用及び一時預かり保育料（以下「保育料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の減免)

第8条 市長は、前条に定めるもののほか、支給認定保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 天災その他の災害を受けたため生活が著しく困難になったとき。
- (2) 失業等による所得の激減又は疾病等のため生活が著しく困難になったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(保育料等の納期)

第9条 保育料等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに徴収する。

- (1) 保育料 その月分をその月の末日(12月にあつては25日)
- (2) 時間外保育料 その月分を翌月末日(12月にあつては25日)
- (3) 主食費用 その月分を翌月末日(12月にあつては25日)
- (4) 一時預かり保育料 一時預かり保育事業を利用した日

(保育料等の還付)

第10条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 大規模な災害等やむをえない事由により保育を受けることができないとき。
- (2) 保育料等に過誤納が生じたとき。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に行われる保育の提供及び主食の提供に係る保育料等について適用し、施行日前に行われた保育の提供及び主食の提供に係る保育料等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条）

- (1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料

区分		保育料の額
1	政令第4条第1項第5号に掲げる者	円 0
2	政令第4条第1項第4号に掲げる者	3,000 (1,500)
3	政令第4条第1項第3号に掲げる者	16,100 (8,050)
4	政令第4条第1項第2号に掲げる者	20,500 (10,250)
5	政令第4条第1項第1号に掲げる者	25,700 (12,850)

備考

- 1 この表の2の項から5の項までに該当する支給認定保護者であって、当該支給認定保護者に係る支給認定子どもが政令第14条第1号に規定する支給認定子どもに該当する場合においては当該支給認定子どもに関する保育料はこの表の保育料の額の欄（ ）内の額とし、政令第14条第2号に規定する支給認定子どもに該当する場合においては当該支給認定子どもに関する保育料は、無料とする。
- 2 支給認定保護者が、政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合におけるこの表の適用については、2の項中「3,000」とあるのは「0」と、「(1,500)」とあるのは「(0)」と、3の項中「16,100」とあるのは「15,100」と、「(8,050)」とあるのは「(7,550)」とする。

- (2) 政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料

区分		保育料の額			
		政令第4条第2項に掲げる支給認定保護者		政令第4条第3項に掲げる支給認定保護者	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者	標準時間認定保護者	短時間認定保護者
1	政令第4条第2項第8号に掲げる者	円 0	円 0	円 0	円 0
2	政令第4条第2項第7号に掲げる者	0	0	0	0

3	所得割を課されない支給認定保護者（前2項に掲げる者を除く。）		5,200 (2,600)	5,100 (2,550)	6,700 (3,350)	6,600 (3,300)
4	政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が次の額である支給認定保護者（前3項に掲げる者を除く。）	48,600円未満	7,500 (3,750)	7,400 (3,700)	9,000 (4,500)	8,900 (4,450)
5		48,600円以上 64,800円未満	11,100 (5,550)	10,900 (5,450)	12,700 (6,350)	12,500 (6,250)
6		64,800円以上 80,900円未満	15,200 (7,600)	14,900 (7,450)	17,200 (8,600)	16,900 (8,450)
7		80,900円以上 97,000円未満	18,900 (9,450)	18,600 (9,300)	21,600 (10,800)	21,200 (10,600)
8		97,000円以上 121,000円未満	22,100 (11,050)	21,700 (10,850)	26,600 (13,300)	26,100 (13,050)
9		121,000円以上 154,000円未満	24,800 (12,400)	24,400 (12,200)	33,700 (16,850)	33,100 (16,550)
10		154,000円以上 169,000円未満	26,700 (13,350)	26,200 (13,100)	40,600 (20,300)	39,900 (19,950)
11		169,000円以上 213,000円未満	28,300 (14,150)	27,800 (13,900)	45,100 (22,550)	44,300 (22,150)
12		213,000円以上 257,000円未満	30,100 (15,050)	29,600 (14,800)	49,500 (24,750)	48,700 (24,350)
13		257,000円以上 301,000円未満	31,600 (15,800)	31,100 (15,550)	52,800 (26,400)	51,900 (25,950)
14		301,000円以上 333,000円未満	32,900 (16,450)	32,300 (16,150)	54,700 (27,350)	53,800 (26,900)
15		333,000円以上 365,000円未満	34,200 (17,100)	33,600 (16,800)	56,800 (28,400)	55,800 (27,900)
16		365,000円以上 397,000円未満	35,300 (17,650)	34,700 (17,350)	59,000 (29,500)	58,000 (29,000)
17		397,000円以上 456,000円未満	36,700 (18,350)	36,100 (18,050)	65,900 (32,950)	64,800 (32,400)
18		456,000円以上 515,000円未満	38,100 (19,050)	37,500 (18,750)	72,800 (36,400)	71,600 (35,800)
19		515,000円以上	39,600 (19,800)	38,900 (19,450)	79,700 (39,850)	78,300 (39,150)

備考

- この表中「標準時間認定保護者」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たり11時間までの保育必要量の認定を受けた支給認定保護者をいい、「短時間認定保護者」とは同項の規定により1日当たり8時間までの保育必要量の認定を受けた支給認定保護者をいう。
- この表の3の項中「所得割を課されない支給認定保護者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者である支給認定保護者をいう。

3 この表の3の項から19の項までに該当する支給認定保護者であって、政令第14条に規定する負担額算定基準子ども（小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもを除く。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の当該支給認定保護者に係る最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（政令第14条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）を除く負担額算定基準子どものうち最年長者であるものに関する保育料は、この表の保育料の額の欄（ ）内の額とし、当該支給認定子ども及び最年長負担額算定基準小学校就学前子ども以外の支給認定子どもに関する保育料は、無料とする。

4 法第29条第3項第2号の市町村が定める額のうち、法第7条第6項に規定する家庭的保育に係る保育料の額は、この表の各欄の額に100分の70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条）

区分	時間外保育料（子ども1人につき）
午前7時から午前8時30分まで	30分までごとに200円
午後4時30分から午後6時まで	
午後6時を過ぎ、午後6時30分まで	1回につき200円とし、1月につき2,000円を上限とする
午後6時30分を過ぎ、午後7時まで	1回につき200円とし、1月につき2,000円を上限とする

備考

1 この表の「午前7時から午前8時30分まで」及び「午後4時30分から午後6時まで」の区分の時間外保育料を合算した1月当たりの額の上限は、別表第1(2)各項の標準時間認定保護者欄に掲げる額と短時間認定保護者欄に掲げる額の差額とする。

2 別表第1(2)中1の項又は2の項に掲げる区分に該当する支給認定保護者にあつては、時間外保育料は無料とする。

別表第3（第5条）

区分	主食費用(子ども1人につき)
1月	750円

別表第4（第6条）

区分	一時預かり保育料（子ども1人につき）
1時間	400円
利用する時間を延長した場合 (30分までごとに)	200円
給食費（1日につき）	250円

備考

この表における給食費は、市立保育所において食事の提供を受けたときに加算する。

議案第 2 号

鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例の制定に
関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、
特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成27
年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求
める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第38項を次のように改める。

（平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

38 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 号）附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

附則第47項中「第37項及び第38項」を「第39項及び第40項」に改め、同項第6号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項第7号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則に次の3項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

50 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第52項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動

車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 51 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 52 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例（平成26年12月条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定を次のように改める。

附則第52項中「附則第30条第3項第1号及び第2号」を「附則第30条第5項第1号及び第2号」に改め、同項を附則第53項とする。

附則第51項中「附則第30条第2項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に改め、同項を附則第52項とする。

附則第50項の前の見出しを削り、同項中「附則第30条第1項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第52項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を附則第51項とし、附則第49項の次に次の1項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

50 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第1項各号を次のように改める。

- (1) 第67条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに次項及び付則第6項（改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）附則第50項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (2) 第67条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び並びに第3号の改正規定、附則第50項から第52項までの改正規定、附則第49項の次に1項を加える改正規定並びに付則第3項から第6項（新条例附則第50項に係る部分に限る。）までの規定 平成28年4月1日

付則第2項中「第67条」を「第67条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改める。

付則第5項の表中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項を付則第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 新条例第67条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及

びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中鎌倉市市税条例の一部を改正する条例付則第1項各号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第38項の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成26年度までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第50項から第52項までの規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第 3 号

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成27年4月13日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項の表1の項に該当する者の同表の適用については、同項中「 $\frac{47.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{42.5}{100}$ 」と、「29,472円」とあるのは「26,376円」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）

に関する専決処分の承認について

次の平成27年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成27年4月13日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,391,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
55	国庫支出金	7,512,191	13,850	7,526,041
	5 国庫負担金	5,511,053	13,850	5,524,903
60	県支出金	3,038,816	6,925	3,045,741
	5 県負担金	2,003,922	6,925	2,010,847
80	繰越金	600,000	6,925	606,925
	5 繰越金	600,000	6,925	606,925
歳 入 合 計		61,364,000	27,700	61,391,700

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15	民生費	23,037,164	27,700	23,064,864
	5 社会福祉費	12,024,022	27,700	12,051,722
歳 出 合 計		61,364,000	27,700	61,391,700

1 総括
(歳入)

-19-

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

55款 国庫支出金 13,850千円
5項 国庫負担金 13,850千円

目	補正前の額	補 正 額	計
10 民生費負担金	千円 5,511,053	千円 13,850	千円 5,524,903
計	5,511,053	13,850	5,524,903

60款 県支出金 6,925千円
5項 県負担金 6,925千円

10 民生費負担金	2,003,922	6,925	2,010,847
計	2,003,922	6,925	2,010,847

80款 繰越金 6,925千円
5項 繰越金 6,925千円

5 繰越金	600,000	6,925	606,925
計	600,000	6,925	606,925

節		説	明
区 分	金 額		
5 社会福祉費負 担金	千円 13,850	○低所得者保険料軽減負担金（現年度分）	千円 13,850

5 社会福祉費負 担金	6,925	○低所得者保険料軽減負担金（現年度分）	6,925

5 前年度繰越金	6,925	○前年度繰越金	6,925

5 5 款 国庫支出金 6 0 款 県支出金 8 0 款 繰越金

3 歳 出

1 5 款 民生費

27,700千円

5 項 社会福祉費

27,700千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総 務費	千円 4,836,207	千円 27,700	千円 4,863,907	千円 20,775	千円	千円	千円 6,925
計	12,024,022	27,700	12,051,722	20,775	0	0	6,925

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰出金	千円 27,700	○市民の健康と安心づくりの推進 介護保険事業特別会計繰出金	千円 27,700 27,700

議案第 5 号

平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算

(第1号) に関する専決処分の承認について

次の平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成27年4月13日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、
「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,287,635	△27,700	3,259,935
	5 介護保険料	3,287,635	△27,700	3,259,935
40	繰入金	2,527,947	27,700	2,555,647
	5 一般会計繰入金	2,258,900	27,700	2,286,600
	歳 入 合 計	15,431,400	0	15,431,400

1 総括
(歳入)

-29-

2 歳 入

5 款 介護保険料

△27,700千円

5 項 介護保険料

△27,700千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 第1号被保険者保険料	3,287,635	△27,700	3,259,935
計	3,287,635	△27,700	3,259,935

40 款 繰入金

27,700千円

5 項 一般会計繰入金

27,700千円

5 一般会計繰入金	2,258,900	27,700	2,286,600
計	2,258,900	27,700	2,286,600

節		説	明
区 分	金 額		
5 現年度分	千円 △27,700	○現年度分	千円 △27,700

15 低所得者保険 料軽減繰入金	27,700	○現年度分	27,700

議案第 6 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について

平成27年1月31日、鎌倉広町緑地内において発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年4月20日に処分した。

よって、ここに報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 119,956円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED] |
| 3 | 発生箇所 | [REDACTED] |
| 4 | 処分の日 | 平成27年4月20日 |

議案第 7 号

学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について

平成27年2月25日、鎌倉市立西鎌倉小学校西ヶ谷門階段下において発生した学校施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年4月20日に処分した。

よって、ここに報告し、承認を求める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 252,198円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div data-bbox="679 1538 1131 1597" style="background-color: black; width: 283px; height: 26px;"></div> <div data-bbox="679 1608 906 1664" style="background-color: black; width: 142px; height: 25px;"></div> |
| 3 | 発生箇所 | 鎌倉市手広字西ヶ谷715番4地先 |
| 4 | 処分の日 | 平成27年4月20日 |

議案第 8 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	山 崎 字 下 河 内	314番4	山 崎 字 下 河 内	38番1	3.06～ 4.41	118.45	447.86	1
2	山 崎 字 下 河 内	38番1	山 崎 字 下 河 内	38番1	1.79～ 1.82	9.99	17.82	2

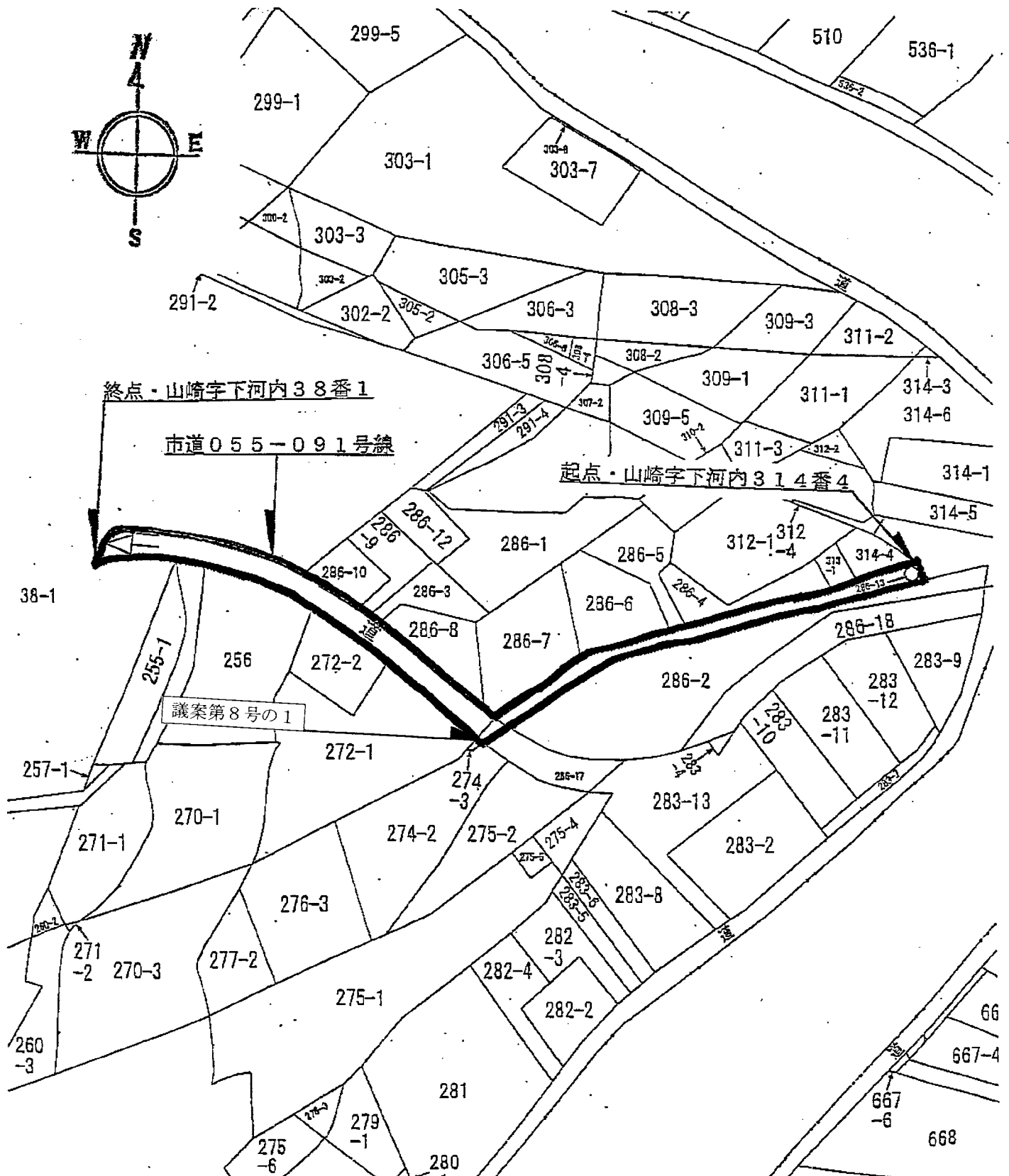
図面番号 1

凡例 XXXXXXXXXX 廢止箇所



公図写

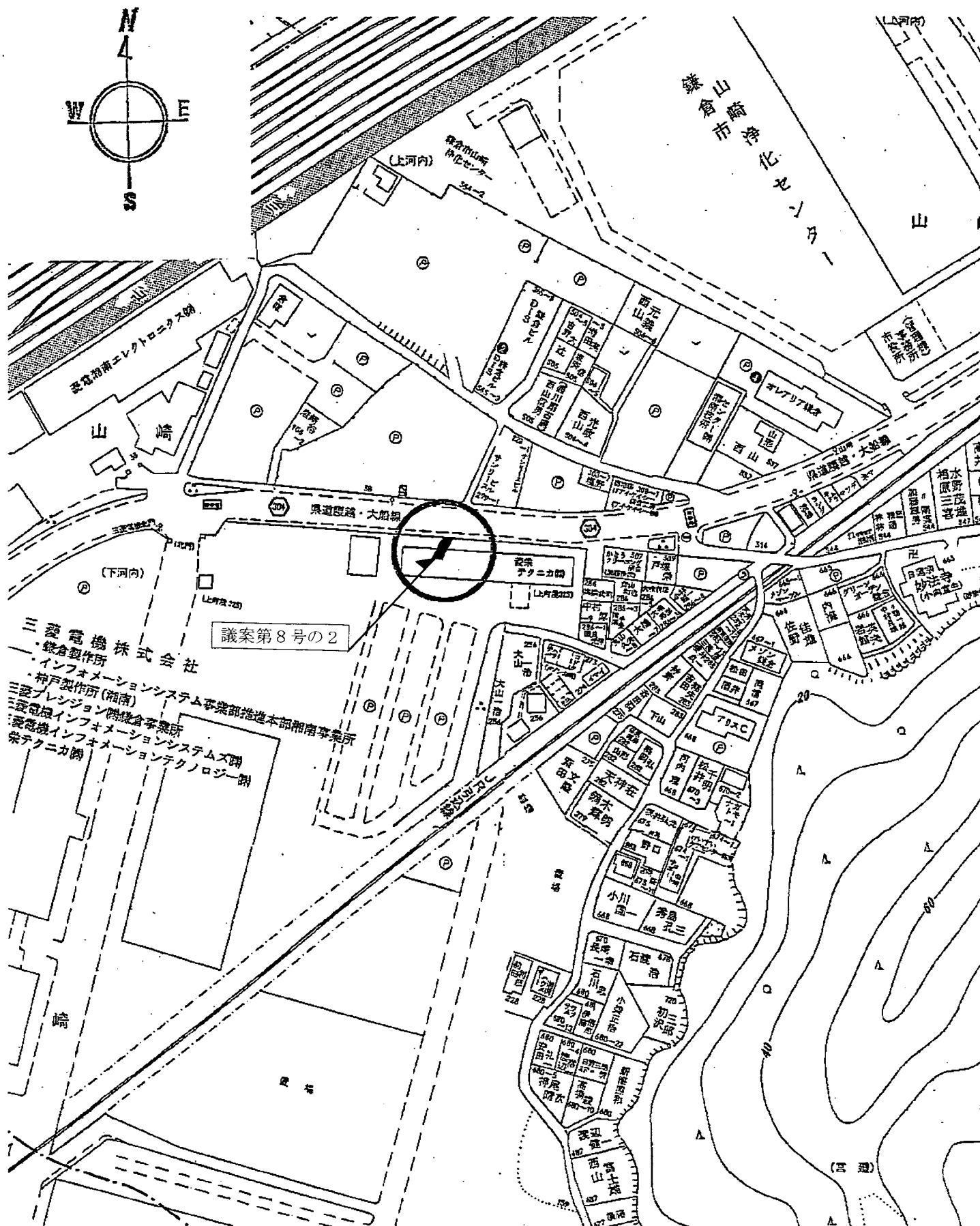
図面番号 1



案内図

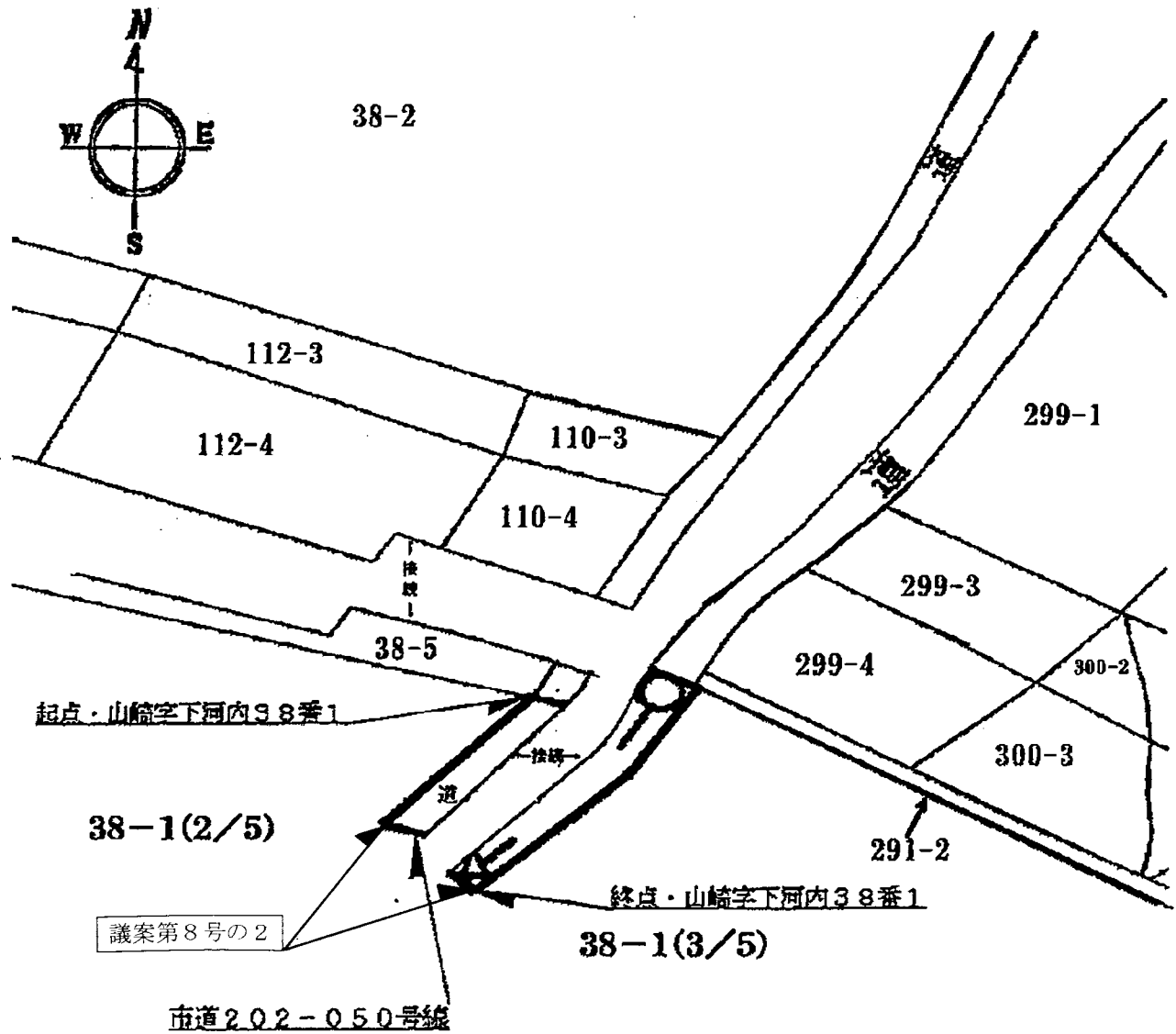
図面番号 2

凡例  廃止箇所



公図写

図面番号2



議案第 9 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	山 崎 字 下 河 内	314番4	山 崎 字 下 河 内	255番1	3.06～ 4.41	108.60	415.90	1

図面番号 1

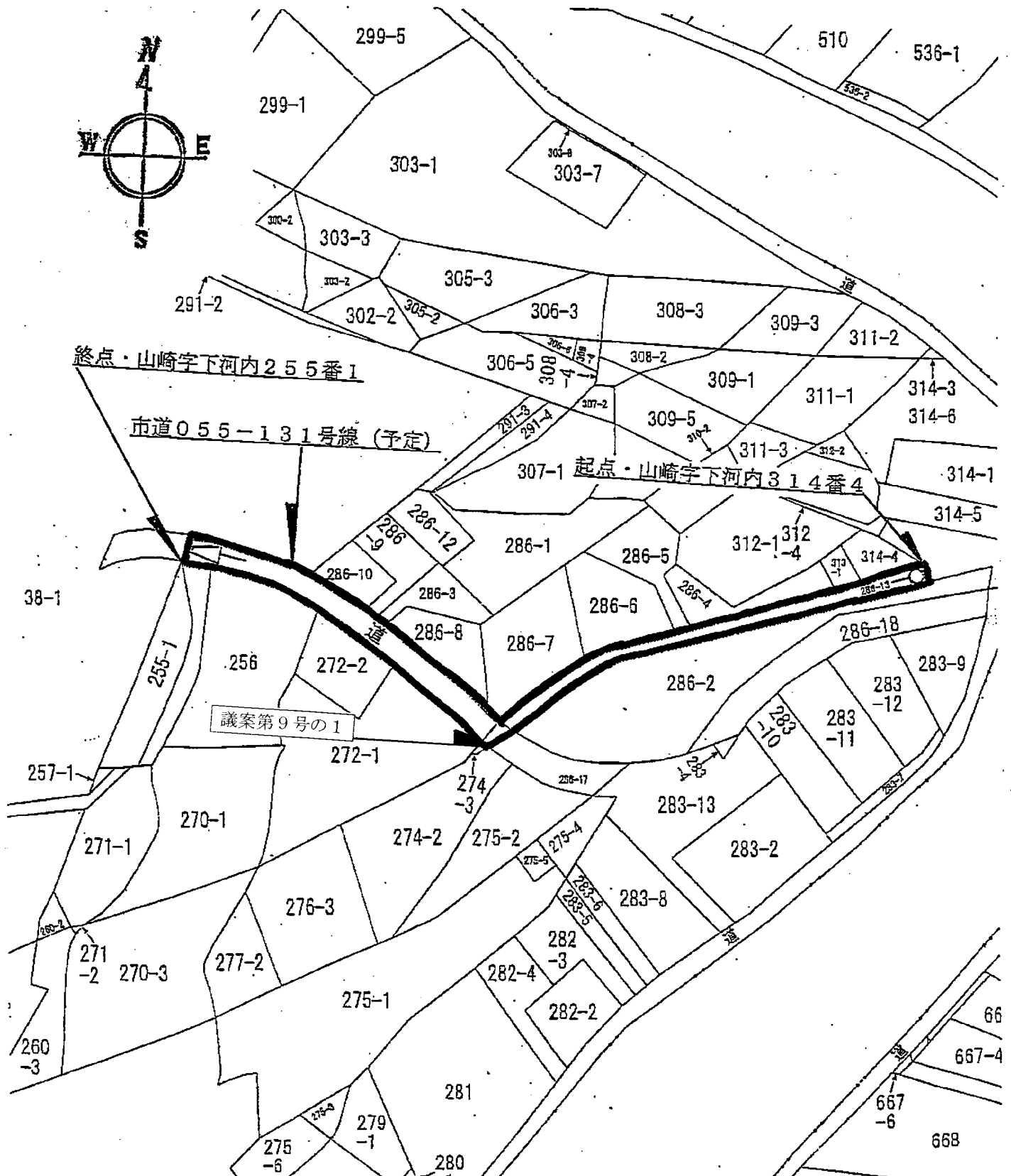
凡例 認定箇所

図面番号 1



公図写

図面番号 1



議案第 10 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 件 名 | 高規格救急自動車（玉縄） |
| 2 | 契 約 数 量 | 1 台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 19,224,000円 |
| 4 | 供給契約者 | 鎌倉市津西一丁目8番8号
神奈川日産自動車株式会社 西鎌倉店
店長 久保田 崇嗣 |

「参 考」

物 件 供 給 仮 契 約 書

製 造 物 件	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額										
	高規格救急自動車 (玉縄救急車)	別紙仕様書のとおり	台	1	円 17,800,000	円 17,800,000										
契 約 金 額		<table><tr><td>¥</td><td>1</td><td>百万</td><td>2</td><td>2</td><td>千</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table> (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、1,424,000円)					¥	1	百万	2	2	千	0	0	0	円
¥	1	百万	2	2	千	0	0	0	円							
納 入 期 限		平成 28 年 1 月 27 日														
契 約 保 証 金		契約金額の100分の 円 ☐ 現 金 ☒ 免除 契約規則第5条 ☐ 有価証券 第 3 号該当														
納 入 場 所		鎌倉市消防本部 警防救急課														
かし担保責任期間		発注者に引き渡した日から起算して 1 年 間														
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。																

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、神奈川日産自動車株式会社を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 受注者は、次条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引き渡し)

第3条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 受注者は、かし担保責任期間中、発注者に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者の帰属とし、発注者が契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めたときは、受注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第9条 受注者は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限

に関する協議を行わなければならない。

- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 27 年 5 月 25 日

発注者	住 所	鎌倉市御成町18番10号	
	氏 名	鎌倉市	
		市長 松 尾 崇	㊞

受注者	住 所	鎌倉市津西一丁目8番8号	
	氏 名	神奈川日産自動車株式会社 西鎌倉店	
		店長 久保田 崇 嗣	㊞

議案第 11 号

建設工事委託に関する基本協定の締結について

本市は、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事委託について、次のとおり基本協定を締結するものとする。

平成27年 6 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事（第一期改築更新）委託に関する基本協定
- 2 協定の金額 3,146,000,000円
- 3 協定の期間 平成27年度から平成31年度まで
- 4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 谷 戸 善 彦

鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事（第一期改築更新）委託に関する基本協定

鎌倉市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、鎌倉市公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 甲は、乙に対し、鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場の建設工事（第一期改築更新）（以下「建設工事」という。）を委託する。

2 前項の建設工事の委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（着手及び完成予定）

第3条 建設工事は、平成27年度に着手し、その完成予定は平成31年度とする。

2 前項の完成予定は、設計内容の変更、国の毎年度の予算の配布状況等により、甲と乙とが協議して変更することができるものとする。

（予定概算事業費）

第4条 建設工事の予定概算事業費は、金3,146,000,000円とする。

2 設計内容の変更、賃金又は物価の変動等により、前項の費用を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議してこの協定を変更することができるものとする。

（建設工事の実施）

第5条 乙は、甲が毎年度予算に計上する範囲内において、年度実施協定で定めるところにより、建設工事を行う。

2 乙は、甲が指示する設計書により、乙が定める日本下水道事業団会計規程等に基づき、建設工事を施行するものとする。

3 乙は、前項の設計書により難しいときは、速やかに甲に協議するものとする。

4 乙が建設工事の途中において第2項の設計書を変更する必要があると認めたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

（土地の取得等）

第6条 建設工事に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第7条 建設工事を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（費用の支払）

第8条 建設工事に要する費用は、甲が負担する。

2 甲は、前項の費用を年度実施協定で定めるところにより、乙に支払う。

（報告等）

第9条 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結したときは、速やかに甲にその概要を通知するものとする。

2 甲は、建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。（損害の負担等）

第10条 建設工事の施行に伴う損害で、乙の責めに帰すべき原因によるものは乙が、天災その他の原因によるものは甲が、それぞれ負担するものとする。

2 乙は、建設工事に関し建設業者と工事請負契約（ただし、随意契約によるものを除く。以下同じ。）を締結しようとするときは、当該工事請負契約を締結しようとする建設業者と、次の各号に掲げる内容の条項（以下「損害賠償条項」という。）を定めなければならない。

一 当該工事請負契約に関し、契約締結した建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。以下「契約建設業者」という。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、契約建設業者は、乙に対し、損害賠償金を支払うこと。

イ 当該工事請負契約に関し、契約建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は契約建設業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が契約建設業者又は契約建設業者が構成事業者である事業者団体（以下「契約建設業者等」という。）に対して行われたときは、契約建設業者等に対する命令で確定したものをいい、契約建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下この項において同じ。）において、当該工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、契約建設業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が契約建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 当該工事請負契約に関し、契約建設業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 契約建設業者が前号の損害賠償金を乙の指定する期間内に支払わないときは、契約建設業者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、遅延利息を乙に支払わなけ

ればならないこと。

三 契約建設業者は、契約の履行を理由として、第1号の損害賠償金を免れることができないこと。

四 乙は、契約建設業者に通知することにより、乙に当該工事請負契約に係る施設の建設等を委託した地方公共団体等に、第1号及び第2号に定める損害賠償金及び遅延利息の全部又は一部の請求並びに受領にかかる一切の権利を譲渡することができること。

五 契約建設業者は、第1号の損害賠償金は請負代金額（当該工事請負契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10.00パーセントに相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならないこと。

六 前号の規定は、乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

七 第2号の遅延利息は年2.90パーセントの割合で計算した額とすること。

3 乙は、損害賠償条項に基づき契約建設業者に対して損害賠償請求を行うことができる事実があったことを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲と協議して損害賠償請求権を行使しなければならない。

4 乙は、契約建設業者から損害賠償条項に基づき損害賠償金（第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下本項において同じ。）の支払いを受けたときは、直ちに当該損害賠償金を甲に引き渡さなければならない。

5 乙は、甲の申出があった場合には、損害賠償条項に基づく乙の権利を甲に譲渡しなければならない。

（年度実施協定）

第11条 甲と乙とは、この協定を実施するため、第4条第1項の予定概算事業費の範囲内において各年度に行う建設工事の内容及びその範囲、費用、施設の引渡しその他必要な事項について年度実施協定を毎年度締結するものとする。

（この協定の効力）

第12条 この協定は、この協定に基づくすべての年度実施協定がその効力を失う日まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第3項から第5項までの規定及び次条（第10条第3項から第5項までの規定に係るものに限る。）の規定は、乙が契約建設業者と当該工事請負契約を締結した日から20年を経過した日までその効力を有する。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

（この協定の成立）

第14条 この協定は、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鎌倉市条例第6号）第2条に基づく鎌倉市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは、本協定として成立するものとする。

2 甲は、誠意をもって前項の議決を得るべく手続をとるものとし、当該議決を得たときは、速

やかに乙にその旨を通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

代表者 市長 松尾 崇

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

代表者 理事長 谷戸 善彦

(別記)

建設工事の委託の対象及びその範囲

1 建設工事の対象

終末処理場

名 称 鎌倉市公共下水道山崎下水道終末処理場

位 置 神奈川県鎌倉市山崎 354・2

排除方式 分流式

処理方式 標準活性汚泥法

処理能力 日最大50,950千立方メートル/日

(全体51,000千立方メートル/日)

2 委託の範囲

終末処理場

施 設	工事内容	施設能力	数 量	備 考
汚泥焼却施設	建築工事		一式	
汚泥焼却施設	機械設備工事		一式	
汚泥焼却施設	電気設備工事		一式	
汚泥脱水施設	建築工事		一式	
汚泥脱水施設	機械設備工事		一式	
汚泥脱水施設	電気設備工事		一式	

議案第 12 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金
を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を追加するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人きづき	座間市緑ヶ丘五丁目6番28号	平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで
--------------	----------------	------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 6 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

玉縄子育て支援センターの設置に向けた工事の期間延長に伴い、付則を改めるものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例（平成27年4月条例第
3号）の一部を次のように改正する。

付則中「6月」を「11月」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立岡本保育園の移転に向けた工事の期間延長に伴い、付則を改めるものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例（平成27年4月条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則中「5月」を「11月」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第30条」を「第40条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 6 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大規模土地取引行為の届出の適用除外等について整備をするものである。

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「権利という」を「権利」というに改める。

第25条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該大規模土地取引行為が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- (1) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売その他これらに類する行為（次条第2項において「滞納処分等」という。）によるもの
 - (2) 古都保存法第11条又は都市緑地法第17条の規定に基づく土地の買入れによるもの
 - (3) 都市計画事業（都市計画法第4条第15項の都市計画事業をいう。）の施行に伴う土地の買入れによるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずると市長が認めるもの
- 第48条中「第25条」を「第26条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,471,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,526,041	2,500	7,528,541
	10 国庫補助金	1,970,964	2,500	1,973,464
60	県支出金	3,045,741	972	3,046,713
	10 県補助金	635,143	972	636,115
80	繰越金	606,925	58,528	665,453
	5 繰越金	606,925	58,528	665,453
85	諸収入	2,342,074	17,500	2,359,574
	25 雑入	724,673	17,500	742,173
歳 入 合 計		61,391,700	79,500	61,471,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	6,626,993	7,500	6,634,493
	5 総務管理費	4,987,081	7,500	4,994,581
15	民生費	23,064,864	5,038	23,069,902
	5 社会福祉費	12,051,722	1,420	12,053,142
	10 児童福祉費	8,876,733	1,458	8,878,191
	15 生活保護費	2,135,083	2,160	2,137,243
40	観光費	190,885	1,129	192,014
	5 観光費	190,885	1,129	192,014
45	土木費	7,374,486	65,833	7,440,319
	5 土木管理費	1,412,261	6,594	1,418,855
	10 道路橋りょう費	776,579	15,002	791,581
	20 都市計画費	4,921,017	44,237	4,965,254
歳 出 合 計		61,391,700	79,500	61,471,200

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
55 教育費	20 社会教育費	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター設置事業	千円 462,220

議案第 18 号

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,274,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
30	繰越金	192,000	12,000	204,000
	5 繰越金	192,000	12,000	204,000
歳 入 合 計		7,262,300	12,000	7,274,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 事業費		1,050,126	12,000	1,062,126
	5 下水道整備費	1,050,126	12,000	1,062,126
歳 出 合 計		7,262,300	12,000	7,274,300

報告第 1 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成26年11月13日、鎌倉市今泉三丁目21番23号先路上で発生した、健康福祉部生活福祉課所属の軽自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 8,009円

2 損害賠償の相手方



3 処分の日 平成27年 3 月23日

報告第 2 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年2月13日、藤沢市辻堂神台二丁目2番3号敷地内で発生した、まちづくり景観部みどり課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 122,220円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 | 処分の日 | 平成27年 3 月 23 日 |

報告第 3 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年 3 月 27 日、鎌倉市笛田四丁目 25 番 6 号先で発生した道路
管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとお
り専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

平成27年 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 121,094円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 処分の日 平成27年 5 月 14 日

報告第 4 号

継続費の通次繰越しについて

平成26年度一般会計予算中、分庁舎及び旧教育センター解体事業、腰越子ども会館・子どもの家前面道路後退事業、名越クリーンセンター基幹的設備改良事業、大船中学校改築事業及び鎌倉体育館耐震改修等事業の継続費の支払残額を平成27年度に通次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の 総額	平成26年度継続費予算現額		支出 及び 支	繰越額	翌 年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計			繰越金	国 支	特 定 金 (県)	地方債 その他
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎及び旧教育 センター解体事業	102,568,000	41,028,000	0	41,028,000	円	円	円	円	円	円
15 民生費	10 児童福祉費	腰越子ども会館・ 子どもの家前面道路 後退事業	42,952,000	17,180,000	0	17,180,000	円	円	円	円	円	円
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター 基幹的設備改良事業	3,318,615,000	1,863,836,000	715,605,046	2,579,441,046	円	円	円	円	円	円
55 教育費	15 中学校費	大船中学校改築事業	4,442,956,000	245,415,000	0	245,415,000	円	円	円	円	円	円
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉体育館耐震改修等事業	58,785,000	23,136,000	0	23,136,000	円	円	円	円	円	円
計			7,965,876,000	2,190,595,000	715,605,046	2,906,200,046	円	円	円	円	円	円

繰越明許費について

平成26年度一般会計予算中、旧今井邸解体事業、分庁舎解体工事配線切替等委託事業、統合宛名システム構築事業、税基幹システム改修事業、地方版総合戦略策定事業、保育所等環境整備事業、私立保育所整備事業、旧鈴木邸跡地新園設計業務委託事業、旧鈴木邸解体事業、(仮称)かまくらスーパープレミアム商品券発行事業、Wi-Fi接続環境整備事業、交通安全施設整備事業、交通安全対策施設事業、道路維持修繕事業、大船駅東口ペDESTリアンデッキ天井板撤去事業、砂押川沿い歩道整備事業、河川維持修繕事業、鎌倉市都市マスタープラン推進業務委託事業、市街化区域及び市街化調整区域見直し検討事業及び村岡・深沢地区拠点づくり検討調査事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源			一般財源
					既収入特定財源	の			未収入	財入	特定	財源
						国(県)	支出金	地方債				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 総務費	05 総務管理費	旧今井邸解体事業	14,516,000	7,780,650	0	0	0	0	0	0	0	7,780,650
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎解体工事配線切替等委託事業	2,789,000	2,789,000	0	0	0	0	0	0	0	2,789,000
10 総務費	05 総務管理費	統合宛名システム構築事業	6,912,000	6,912,000	0	0	2,400,000	0	0	0	0	4,512,000
10 総務費	10 徴税費	税基幹システム改修事業	16,308,000	16,308,000	0	0	9,000,000	0	0	0	0	7,308,000
10 総務費	05 総務管理費	地方版総合戦略策定事業	9,959,000	9,959,000	0	0	9,959,000	0	0	0	0	0
15 民生費	10 児童福祉費	保育所等環境整備事業	15,605,000	15,605,000	0	0	15,605,000	0	0	0	0	0
15 民生費	10 児童福祉費	私立保育所整備事業	150,829,000	150,829,000	0	0	134,071,000	0	0	0	0	16,758,000
15 民生費	10 児童福祉費	旧鈴木邸跡地新園設計業務委託事業	52,067,000	15,444,000	0	0	0	0	0	0	0	15,444,000

平成26年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国（県）支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	
15 民生費	10 児童福祉費	旧鈴木邸解体事業	12,636,000	6,778,950	0	0	0	0	6,778,950
35 商工費	05 商工費	(仮称)かまくらスーパー プレミアム商品券発行事業	97,000,000	97,000,000	0	97,000,000	0	0	0
40 観光費	05 観光費	W i - F i 接続環境整備事業	25,436,000	25,436,000	0	25,436,000	0	0	0
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	4,331,000	4,222,800	0	0	0	0	4,222,800
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設事業	13,252,000	13,240,800	0	2,976,000	0	0	10,264,800
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	10,271,000	10,270,800	0	0	0	0	10,270,800
45 土木費	10 道路橋りょう費	大船駅東口ペデストリアン デッキ天井板撤去事業	63,000,000	31,248,000	0	0	0	0	31,248,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	砂押川沿い歩道整備事業	98,770,000	98,770,000	0	31,611,000	40,200,000	0	26,959,000

平成26年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				財			源		内	源	一	般	財	源
					既収入特定財源	未	収	入	支	出	金	地	方	債	所	の	他						
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業	円 5,648,000	円 5,075,892	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉市都市マスタープラン 推進業務委託事業	12,495,000	12,495,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,495,000
45 土木費	20 都市計画費	市街化区域及び市街化調整区域 見直し検討事業	8,618,000	8,618,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,946,000
45 土木費	20 都市計画費	村岡・深沢地区拠点づくり 検討調査事業	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000,000
計					544,782,892	0	328,730,000	40,200,000	0	175,852,892													

繰越明許費について

平成26年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道極楽寺ポンプ場建設事業、公共下水道（汚水）築造事業（深沢汚水幹線）、公共下水道（汚水）改築事業（大平山・丸山団地）、公共下水道（汚水）改築事業（材木座枝線）、公共下水道（汚水）築造事業（深沢枝線）、公共下水道（雨水）築造事業（梅田川排水区）及び公共下水道（雨水）築造事業（神戸川左岸第2排水区）について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国（県）支出金	地方債	その他	
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道極楽寺ポンプ場 建設事業	23,000,000	23,000,000	0	11,500,000	10,300,000	0	1,200,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)築造事業 (深沢汚水幹線)	20,000,000	19,904,400	0	0	18,900,000	0	1,004,400
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)改築事業 (大平山・丸山団地)	30,000,000	29,559,600	0	0	28,000,000	0	1,559,600
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)改築事業 (材木座枝線)	21,000,000	19,548,000	0	0	18,500,000	0	1,048,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)築造事業 (深沢枝線)	12,161,000	6,438,000	0	3,169,000	2,800,000	0	469,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (梅田川排水区)	20,380,000	12,192,320	0	0	11,300,000	0	892,320
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (神戸川左岸第2排水区)	11,945,000	6,352,240	0	0	5,900,000	0	452,240
計			138,486,000	116,994,560	0	14,669,000	95,700,000	0	6,625,560

報告第 7 号

事故繰越しについて

平成26年度一般会計予算中、降雪災害緊急支援事業及び史跡永福寺跡苑池復元整備事業（その2）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	左の内訳				支出負担 行為額	支出済額	支出未済額	支出負担 行為額	翌年度 繰越額	財源				説明
			左	右								左	右			
				収入	支出								収入	支出		
					国(県)	地方債								その他	国(県)	
30 農林水産 業費	05 農業水産 業費	降雪災害緊急支援事業	18,651,938	16,292,840	2,359,098	0	2,070,360	0	1,610,280	0	0	460,080	平成26年2月に発生した降雪により、関東地方で多数のバイパスが倒壊したため、バイパス等資材の不足が生じ、年度内の完了が困難になったため。			
55 教育費	20 社会教育費	史跡永福寺跡苑池復元整備事業(その2)	131,531,040	43,700,000	87,831,040	0	87,831,040	0	43,916,000	32,900,000	0	11,015,040	遺水の整備を行っていたところ、平成27年2月に入り、想定外の湧水があり、工事の進捗が遅れ、年度内の完了が困難になったため。			
計			150,182,978	59,992,840	90,190,138	0	89,901,400	0	45,526,280	32,900,000	0	11,475,120				

事故繰越しについて

平成26年度下水道事業特別会計予算中、下水道施設（汚水）耐震化事業（長谷汚水幹線外）、公共下水道（汚水）改築事業（大町汚水幹線外）及び公共下水道（汚水）築造事業（笛田第2枝線（その2））について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成27年 6 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成26年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	左の内訳				支出負担 行為額	翌年度 繰越額	の財源				説明	
			支出済額	支出未済額	支出負担 行為額	既収入 特定財源			未収 国(県) 支出金	地方債	内源			
											一般財源	その他		
														円
10 事業費	05 下水道 整備費	下水道施設(汚水)耐震 化事業 (長谷汚水幹線 外)	円	0	16,848,000	円	0	円	8,424,000	7,500,000	0	円	924,000	現場の対象人孔内を確認したところ、発注前の調査時点より不明な流量の増加が認められた。作業時に上流側がマンホールから汚水が溢れる事を見直したため、作業計画を見直した事で、調査等に時間を要し、本体工事着手に遅れが生じたこと及び日施工量が減少するため。
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水)改築 事業 (大町汚水幹線 外)	円	6,900,000	10,359,480	円	0	円	5,179,000	4,600,000	0	円	580,480	設計、発注時には予定されていた約半数に工事予定箇所約半数に当たると、県道路管理による舗装工事(平成27年度予算工事の前倒し発注)箇所と重なることが判明したが、県の舗装工事に先行して工事を行うことが認められないため。
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水)築造 事業 (苗田第2枝線(その2))	円	9,413,000	14,331,880	円	0	円	6,435,000	7,000,000	0	円	896,880	推進工事を行っていたところ、硬度が異なる互層部に接触し、通常の方法では上下方向の推進精度の確保が不可能な状況となった。こまめな互層を抜ける落の間の、推進速度を落として作業を実施したことから、日進量が落ちたため。
計			円	16,313,000	41,539,360	円	0	円	20,038,000	19,100,000	0	円	2,401,360	